

静嘉堂所蔵「仏説中心経」と民屯麻呂の筆跡

市川 理恵・吉田 恵理

はじめに―静嘉堂所蔵「仏説中心経（五月一日経）」の問題点―

静嘉堂所蔵「仏説中心経（五月一日経）」【口絵1】は、新補の表紙を除いて全七紙からなる卷子である。尾題のあとに光明皇后発願であることを示す五月一日経願文が記されているが、末尾の日付「天平十二年五月一日記」がない。この五月一日経願文は尾題とともに第六紙に記されており、第七紙との紙継目まで三行分の余白があるにもかかわらず、日付が抜けているのである。また五月一日経願文においても他の経巻と比較すると、願文の後ろから四行目の最後の文字「菩」の前に「契」の一字が抜けている^{註1}。

市川はかつて、カラーデジタル版『聖語藏経巻DVD』（宮内庁正倉院事務所編、丸善雄松堂）の約七五〇巻の五月一日経願文の画像を調査した^{註2}。このなかに日付のない経巻は存在しなかったが、日付に誤りのある経巻を発見した。「法集経 巻第七」（聖語藏No.465）^{註3}は「天平十二年五月記」、「大般涅槃経集解 巻第五十七」（No.741）は「天平十二年五月一日記」、「阿毘曇 巻第四」（No.755）は「天平十二年五月一日記」となっていた。

さらに願文に着目すると興味深い経巻がある。たとえば「大樹緊那羅王所問経 巻第一」（No.301）^{註4}【図版1】の願文は尾題の次行から書き始めており、最終行の「一切迷方会帰覚路」が重複している。「過去現在因果経 巻第三」（No.281）【図版2】では願文の横界線から飛び出すかたちで最終行に「巻」と書かれており、日付部分は「天平十三年五月一日」となっている^{註5}。「阿毘達磨順正理論 巻第七十二」（No.816）^{註6}【図版3】は願文五行目が四行目と六行目の間に割り込むかたちで後から書かれており、また二行目の最終文字「尊」のあと「毗」の字が抜けている。このように五月一日経の願文と

日付の不備は、意外に多いのである。

五月一日経は、遣唐使などが将来した仏典を正確に写すことを目的として作られた^{註7}。そのため本文においては書写時に校正（同じ底本で校訂）を二回行い、さらに天平勝宝六年ごろから勘経（底本とは別の写本で校訂）も行っている^{註8}。一方願文は、天平十三年閏三月以降に書写されるようになった。そのためこれ以前に書写した経巻には同十二年五月九日から七月二十七日まで願文がまとめて書写され、取り付けられた^{註9}。五月一日経の現状をみると願文の校正が充分でなかった様子がうかがえる。

以上のように聖語藏経巻においても願文や日付の不備は見られ、たとえば日付がなく、願文に脱字があっても静嘉堂所蔵「仏説中心経」が五月一日経である可能性は高いのである。そこで正倉院文書から静嘉堂所蔵「仏説中心経」の筆者を割り出し、その筆跡を特定することで、この経巻が五月一日経であることを証明したい。

1 静嘉堂所蔵「仏説中心経」の筆者「民屯麻呂」

正倉院文書は光明皇后の皇后宮職系統写経機構（東大寺写経所とその前身機構）の帳簿である。五月一日経は天平五年ごろから約二十年にわたって、この写経機構において書写された^{註10}。

【史料1】は五月一日経の「写一切経経師等手実」^{註11}のなかの民屯麻呂手実^{註12}（縦二六・〇、横一一・〇cm）である。自身が書写した枚数とその経典名を記したものである。

【史料1】天平十三年十一月二十九日付民屯麻呂手実（『大日古』七ノ五八八）

大樹緊那羅王所問經卷第一

皇后藤原氏光明子奉為

尊考贈正一位太政大臣府君尊
妣贈從一位橘氏太夫人敬寫一切
經論及律莊嚴既了伏願憑斯勝
回奉資冥助永庇菩提之樹長遊
般若之津又願上奉 聖朝恒延
福壽下及寮采共盡忠節又光明
子自茲誓言和濟沉淪勤除煩障
妙窮諸法早契菩提乃至傳燈無
窮流布天下聞名持卷獲福消災
一切迷方會歸覺路
一切迷方會歸覺路

天平十二年五月一日記

図版 1
「大樹緊那羅王所問經 卷第一」
(No.301)

過去現在因果經卷第三

皇后藤原氏光明子奉為

尊考贈正一位太政大臣府君尊
妣贈從一位橘氏太夫人敬寫一
切經論及律莊嚴既了伏願憑斯
勝回奉資冥助永庇菩提之樹
長遊般若之津又願上奉 聖
朝恒延福壽下及寮采共盡忠
節又光明子自茲誓言和濟沉淪
勤除煩障妙窮諸法早契菩提
乃至傳燈無窮流布天下聞名持
卷獲福消災一切迷方會歸覺路

天平三年五月一日記

図版 2
「過去現在因果經 卷第三」(No.281)

說一切有部順正理論卷第七十二

皇后藤原氏光明子奉為

尊考贈正一位太政大臣府君尊

贈從一位橘氏大夫人教寫一切經論

及律莊嚴既了伏願憑斯勝目奉資

真助永庇菩提之樹長遊般若之津又

願正奉 聖朝恒延福壽下及

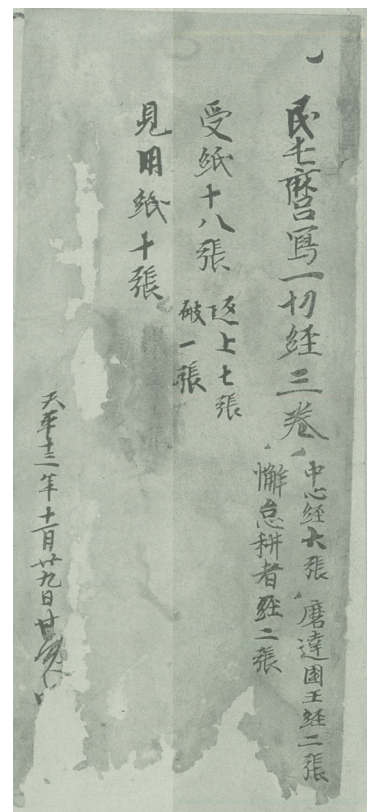
寮衆共盡忠節又光明子自發誓言

和濟沉淪勤除煩障妙窮諸法早報

菩提乃至傳燈無窮流布天下聞名

天平十三年三月日記

図版 3
「阿毘達磨順正理論 第七十二」(No.816)



図版 4
天平十三年十一月二十九日付
民屯麻呂手実(塵芥二十四紙)

五八九【図版4】

民屯麻呂写一切經三卷^(a) 中心經六張 磨達國王經二張
懈怠耕者經二張

受紙^(b)十八張^(c) 返上七張^(d)

見用紙十張^(e) ※「充四十文」

天平十三年十一月二十九日「勘人成」

ここで民屯麻呂は(a)中心經六張(Ⅱ枚)、磨達國王經二張、懈怠耕者經二張の合計一〇枚書写したことが知られる。中心經は、民屯麻呂によって書写されていたのである(註13)。受紙(b)「十八張」とは写經所から紙一八枚を支給されたことを意味し、(c)「破」註14が一枚あり、(d)「見用紙十張」とあるように写經に一〇枚使ったので、余った七枚を返上している。朱で(e)「充四十文」とあるのは、(d)「見用紙十張」の書写に対する民屯麻呂の給料であり、一枚あたり四文であることがわかる。

先述したように天平十三年閏三月以降に書写された五月一日經は、本文と尾題に続けて願文が書写されたので、現状の「仏說中心經」の本文と願文の筆跡はいずれも民屯麻呂の筆である。また「史料1」では、民屯麻呂は六枚書写したとある。現状の「仏說中心經」は表紙を除いて七紙であるが(註15)、第七紙は長さ一七・五cmの余白である。つまり民屯麻呂が書写した枚数は六枚であり、手実の内容と一致する。このように静嘉堂所蔵「仏說中心經」の筆者は民屯麻呂と考えて間違いない。

民屯麻呂は、正倉院文書により天平十三年(七四一)から天平勝宝三年(七

五一)までその存在が知られる。まずは彼の位階と勤務状況をみてみたい。

〔史料2〕「経師等上日帳」(註16)(天平二十年帳)

天平二十年八月以来上日

職舎人

正八位下達沙牛甘 (略)

(略)

坊舎人

(略)

无位川内民首屯万呂 八月^(a)不 九月^(b)日十五 十月^(c)日十八 十一月^(d)日十六 十二月^(e)日十八

正月^(f)日三 二月^(g)日十五 三月^(h)日十七 四月⁽ⁱ⁾日十九 五月^(j)日二十一 潤五月^(k)日七

六月^(l)日三 七月^(m)日十六 上日二百四十二 写紙九百四十九 八月⁽ⁿ⁾日二十七

初行に「天平二十年八月以来上日」とあり、職舎人の「正八位下達沙牛甘」から書き始められているが、二十五人目に「川内民首屯万呂」とみえる(一〇ノ三六七、続修四九裏第三紙)。民屯麻呂の名前は正しくは「川内民首屯万呂」(註17)であつた。この帳簿は「職舎人」「坊舎人」の順に書かれており、これにしたがうと民屯麻呂は「坊舎人」であつた。「坊舎人」とは阿倍内親王(後の孝謙・称徳天皇)の家政機関である春宮坊の舎人である。養老東宮職員令3舎人監条(註18)では舎人監に六百人が所属し、東宮(皇太子)の警備や雑用に従事した。つまり民屯麻呂は東宮舎人として写経所に出向していたのである。

〔史料2〕からは、彼の東大寺写経所における天平二十年(七四八)八月から翌年七月の各月の勤務状況がわかる。一日を「日」(日の出〜正午の午前勤務)と「夕」(午後勤務)に分けて勤務日数が記され、傍線部(a)は、八月は欠勤、九月は日が一五日、夕が一四日、十月は日が一八日、夕が一六から一七日に訂正されている。翌年三月は小の月で全部で二九日であるが(註19)、(b)「日二十八」(註20夕二十七)とある。写経所を休んだのはたったの一日である。

翌年七月の勤務日数のあとに前年八月からの合計勤務日数(c)「上日二百四十二」と記される。これは「日」の勤務日数の合計である。続いてこの間に写経した紙数が記され、その後に八月の勤務日数が書かれる。この史料は口座式帳

簿であり、最初に「无位川内民首屯万呂」「无位国足万呂」「无位田辺史魚主」などと等間隔に「位階+経師名」を記し、その後、それぞれの経師の月々の勤務日数を書き込んでいった。すなわち帳簿が書かれた天平二十年八月において、民首屯麻呂は「無位」と記されていたことがわかる。

〔史料3〕「経師等上日帳」(勝宝元年帳、『大日古』三ノ二八五、続修別集四〇裏第一七紙)

(a) 少下

河内民首屯万呂 (b) 上日百七十六 写三百八十四 (c) 大仏一礼仏三

八月^(d)日三 九月^(e)日五 十月^(f)日八 十一月^(g)日十三 十二月^(h)日十一 正月⁽ⁱ⁾日五 二月^(j)日十二

三月^(k)日十六 四月^(l)日十八 五月^(m)日十四 六月⁽ⁿ⁾日四 七月^(o)不

勝宝元年帳の初行に「天平勝宝元年八月以来上日」とあり、天平勝宝元年(七四九)八月から翌年七月までの勤務日数を記したものである(註21)〔大日古〕三ノ二八〇〜三一、続修別集四〇裏第一(一九紙)。天平二十一年は四月に天平感宝元年、七月に天平勝宝元年に改元されるので、〔史料2〕と連続している。

傍線部(b)にあるように「日」の勤務日数は合計一七六日で、その間に写経した紙数は三八四枚である。(c)「大仏一礼仏三」は、「大仏」は大仏造立への参加、「礼仏」は国家主催の法会に参列・奉仕したことを意味し、これらの奉仕も勤務評定の対象であつた(註22)。この帳簿も口座式であり、経師名を記した後に順次、それぞれの勤務日数が記されたと思われる。「河内民首屯万呂」の左上の(a)「少下」は、「少初位下」の位階を意味するが、後から書き加えられている。書き加えられた時期は不明であるが、天平勝宝元年七月二日の孝謙天皇の即位にともなう叙位に預かったのであろうか。

〔史料4〕「経師等上日帳」(註23)(勝宝二年帳)

(a) 右大舎人

「従八位下能登臣忍人

(略)

(b) 少初位上櫟井臣馬養

(略)

三 河内民首屯麻呂

八月^{外十四} 九月^{外十二} 十月^{外十一} 十一月^{外五} 十二月^{外七} 正月^不
三月^不 四月^不 五月^不 六月^{外八} 七月^不

(略)

二 少初位下村国連益人

(略)

この帳簿では、天平勝宝二年(七五〇)八月から同三年七月までの上日数を記し、「史料3」と期間が連続する。ここで民屯麻呂の出勤日数が減り、同三年正月～七月において六月以外は東大寺写経所に勤務していないことがわかる(『大日古』三ノ四三二、続修別集四〇第四紙)。「史料4」も口座式の帳簿であり、「右大舍人」の区分において、「従八位下」の経師から書かれ、次に「少初位上」、「少初位下」と続く。民屯麻呂は(b)「少初位上」の三人目に記されており、帳簿が書き始められた天平勝宝二年八月にはすでに「少初位上」であったと思われる。民屯麻呂は天平二十年八月から天平勝宝二年八月にかけて「無位」から「少初位下」、さらに「少初位上」へと昇っている(註24)。そしてこの時は(a)「右大舍人」、つまり右大舍人寮に所属する大舍人である。大舍人とは天皇の舍人を意味し、養老職員令5左大舍人寮条では左右大舍人寮に各八百人が所属していた。「史料2」で春宮坊舍人であった民屯麻呂は、東宮の阿倍内親王が即位したことによって、孝謙天皇の舍人に補任されたのである。

〔史料4〕の上日帳は、写経所における経師等の勤務日数を記録しているが、勤務日数が足りないと言官人は考課の対象となることができなかった(註25)。写経所ではこの帳簿をもとに各官人の上日数を記した正式な文書を作成し、上級官司である造東大寺司に提出した(註26)。改めて文書を作成することを念頭に置いているため、経師名は内部文書にあらわれる略称の「民屯麻呂」ではなく、正式に「河内民首屯麻呂」と記された。他の経師も「粟田船守」は「粟田朝臣船守」、「村山首麻呂」は「中臣村山連首麻呂」、「倭人足」は「倭史人足」と書かれた。

民屯麻呂の正確な名前は「河内民首屯麻呂」であり、ウジナは「河内民

(かわちのたみ)、カバネは「首」(おびと)、名は「屯麻呂」(たむろまろ)である。弘仁六年(八二五)に成立した『新撰姓氏録』によれば、「河内民首」は「左京諸蕃下」の「高麗」(高句麗)に登録され、「高麗の人、安劉王自り出づ」とある(註27)。つまり渡来系の一族であり、高麗の人である安劉王(人物不詳)の子孫にあたると。佐伯有清氏によれば、「河内」は河内国の地名にもとづき、「民」は「延喜式」神名帳、和泉国大鳥郡美多弥神社の鎮座地(大阪府堺市)の地名による(註28)。民屯麻呂はこの地域を本拠地とした渡来系氏族の出身であった(註29)。河内民首氏の一族としては、正倉院文書に河内民首安古麻呂がみえる。彼は「天平十七年四月十四日付中宮職解」(「大粮申請継文」)において、中宮亮の藤原巨勢麻呂(藤原武智麻呂五男)とともに、従六位上の中宮少進として署名している(註30)。「大日古」二ノ三九八、正集一第二紙)。民屯麻呂の血縁者である可能性が高い。

2 「仏説中心経」と「度諸仏境界智光厳経」

静嘉堂所蔵「仏説中心経」の筆者は民屯麻呂であったが、彼が書写した五月一日経はもう一巻現存する。聖語藏経巻の「度諸仏境界智光厳経」(No.273)【口絵2】である。

〔史料5〕天平十四年三月二十七日付民屯麻呂手実(『大日古』二ノ三〇九(註31))

【口絵3】

民屯麻呂受写経 合五巻

摩訶薩婆經集異母經一卷五張
度諸仏境界智光厳経一卷二十張

仏説仏大僧大經一卷九張

受紙八十張 見用紙六十八張

順権方便經二巻一卷十七張

返上十張 破二張

※「合六十八枚 充三百四十文 巻五」

天平十四年三月二十七日読川原勘人成

この手実は現在、知恩院所蔵「天平年間写経生日記」に貼り継がれているが、もとは「一切経経生等手実」の一部である(註32)。民屯麻呂は摩訶迦葉度貧母經一卷・度諸仏境界智光厳経一卷・仏説仏大僧大經一卷・順権方便経

二巻の五巻、合計六八枚を書写している。現状の「度諸仏境界智光嚴經」の紙数は二〇枚で、手実の内容と一致している(註33)。また天平十四年三月二十七日付なので、本文・尾題・願文と続けて書かれたことになる。確かに現状の「度諸仏境界智光嚴經」【口絵2】の本文・尾題・願文は同じ筆跡とみなせる。

このように写経所に勤める典型的な下級官人である民屯麻呂が書写した五月一日経は、偶然にも「仏説中心經」と「度諸仏境界智光嚴經」の二巻が現存していたのである。同一人物によって書写されたのであれば、当然ながら筆跡は同じはずであるので、以下、両巻の筆跡を比較し、共通点を確認する。また同時代の経師の筆跡と比較することで民屯麻呂の筆跡の特徴を抽出する。周知のように奈良時代の写経は、底本に忠実に書写することが大前提であるため、本来、書体や書風にも個性を出さないように書写しているだろう。しかしながら現存する古写経を見ると、無意識のうちにそれぞれの経師の筆跡に「癖」が出ていると思われる。ここでは三つの観点から「書」作品のよ

① 卷子における文字の構成・配置

「仏説中心經」も「度諸仏境界智光嚴經」も界線があるにもかかわらず、文字の中心がずれており、一行の中で文字が蛇行する。このことは最も慎重に書写したであろう本文や尾題においても、やや力を抜いて書写したと想像される願文においても同様である。例えば「仏説中心經」【口絵1】の尾題「佛説忠心經一卷」の七文字を見てみよう。「佛説」の「説」は中心線よりやや右により、「忠心」は完全に右によっているが、「經」は中心にもどろうとし「一卷」は中心を維持している。行の中心は右がはりだす弧を描く。同様に中心が右に膨らむ傾向は、本文後ろから二行目などにも見られ、願文の二行目以下にも顕著に表れる。特に三行目、七行目は左右に蛇行している。文字を真っ直ぐに書写できず中心が蛇行するこの現象は、「度諸仏境界智光嚴經」【口絵2】にも見られる。尾題は右へ、左へ、右へと膨らみ蛇行する。また本文後ろから二行目に顕著に見られるように本文も中心が蛇行する。願文も二行目以降、激しく左右に蛇行するように文字の中心がずれている。これは無辺無界の「長屋王願經」ではほとんどぶれないことや、同時代の経師である漢浄麻呂筆「阿

毘達磨藏頭宗論 卷第十六(No.730)(註34)【図版5】や、淡海金弓筆「大樹緊那羅王所問經 卷第二」(No.301)(註35)【図版1】などは中心をはずさず真っ直ぐに書写できているので、民屯麻呂の癖だろう。【図版6】は、試みに界線を含め同時代の経師が書写した五月一日経の尾題を抽出し並べたものだが、葛野安万呂筆「如来興顯經 卷第二」(No.297)(註36)のように、中心が右に流れるなど一方向に流れるもの、また山部花万呂筆「根本説一切百一羯磨 卷第六」(No.830)(註37)のように尻つぼみとなるものは散見されるが、民屯麻呂の場合は文字の中心線が蛇行している。しかも、本文、尾題、願文とも、独特のリズムをもって蛇行しながらも界線の中で、あるいは紙面の中でバランスをとっているようである。いずれにしても底本としたであろう唐經(船載の經典)はまっすぐにバランスよく書写されていたものと想像される。

② 字形(一文字)の中の構成、偏と旁のバランス

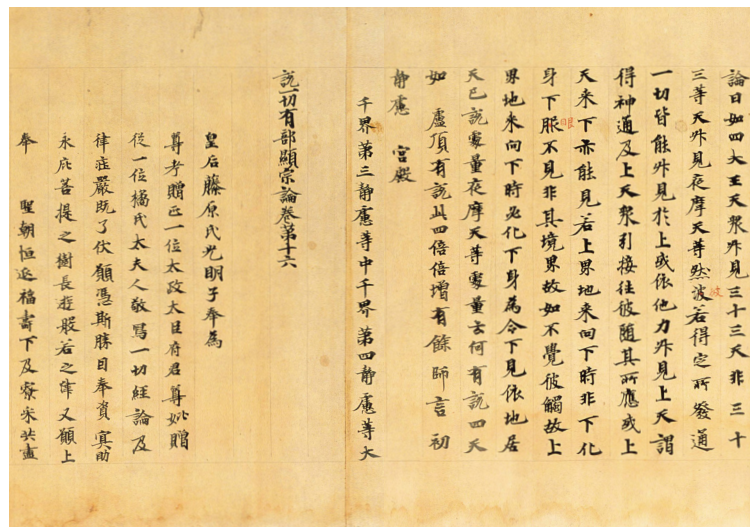
字形にも個性が表れる。民屯麻呂が書写した「仏説中心經」尾題の「忠」「心」、願文二行目の「妣」などは極端に扁平であるといえるだろう。「度諸仏境界智光嚴經」でも同様で、本文後ろから六行目「心」、同五行目、六行目「以」、他に「如」も扁平である。さらに文字を形成する偏と旁のバランスが独特である。例えば「仏説中心經」の本文後ろから四行目「斯」は右側が極端に下がっている。願文前から四行目一番下の「斯」も同様である。同じ傾向は「度諸仏境界智光嚴經」本文後ろから二行目「阿」にも見られ、コザト篇よりも「可」が極端に下がっている。【図版7】は同時代の経師の文字との比較を行ったものであるが、例えば、葛野安万呂筆「如来興顯經 卷第二」(No.297)や淡海金弓筆「大樹緊那羅王所問經 卷第二」(No.301)の願文にみる「斯」のバランスの良さと比較すれば一目瞭然であろう。

③ 筆法・筆線(とめ、はね、払い)

筆遣いにも個性がみられる。例えば「子」「了」の入筆打ち込みが強く、特に「子」は、一画目は縦に筆を入れ、二画目が横線のようにみえるほど、一画目の打ち込みが強い。「子」の入筆はある程度同時代的な傾向もあるようで、同時代の経師である山部花万呂筆「根本説一切百一羯磨 卷第六」(No.830)の願文二行目の「子」にもその傾向はみられるものの、民屯麻呂ほど極端ではない。



図版6 右から
 静嘉堂所蔵「仏説中心経」
 「度諸仏境界智光嚴経」(No.273)
 葛野安万呂筆「如来興顯経 卷第一」(No.297)
 山部花万呂筆「根本説一切百一羯磨 卷第六」(No.830)



図版5 漢浄麻呂筆「阿毘達磨藏顯宗論 卷第十六」(No.730)



図版7 右から
 A 静嘉堂所蔵「仏説中心経」
 B 「度諸仏境界智光嚴経」(No.273)
 C 葛野安万呂筆「如来興顯経 卷第一」(No.297)
 D 山部花万呂筆「根本説一切百一羯磨 卷第六」(No.830)
 E 漢浄麻呂筆「阿毘達磨藏顯宗論 卷第十六」(No.730)
 F 淡海金弓筆「大樹緊那羅王所問経 卷第一」(No.301)

また民屯麻呂は「人」「太」等にもみる右払いが極端に右下に流れるが、淡海金弓などは真横かむしろ右上に抜いている。加えて「切」「上」「下」などの縦線が他の文字に比して太く強い傾向にある。管見に入った淡海金弓の筆跡は中心が外れることもなく、文字のバランスも整っている。【図版1】を参照されたい。

このように、民屯麻呂の筆跡は底本に忠実であるべき写経においても、蛇行する文字の配置、極端に扁平な字形、偏と傍のアンバランス、入筆、払いなどに独特の癖が見られる。こうした癖は、おそらく底本に忠実でない、無意識に露出するどちらかといえば「悪癖」といえるだろう。また文字の中心線が外れ蛇行しつつも独特のリズムを保っているように見えるその要因は、一文字一文字の字形にみる悪癖、具体的には極端に扁平であること、偏と傍がアンバランスであること、などに起因するのではなからうか。

3 正倉院文書に見られる民屯麻呂の自筆

正倉院文書は写経所の帳簿であり、たとえば〔史料2〕〔史料3〕〔史料4〕などの口座式の帳簿は写経所の案主（事務担当者）が記したものである。このような帳簿が大部分を占めるが、〔史料1〕〔史料5〕は民屯麻呂の自筆である。この「一切経経生継文」は短冊状の紙を案主が十数通貼り継いだものである。このような自筆の手実、経師本人が書写した用紙数と仏典名を短冊状の紙に記し、写経所に提出したものである。これを写経所の案主（事務担当者）が他の経師の手実とともに貼り継ぎ、支給した紙数、書写した紙数などを確認し、合致する場合は「合」などと記入する。さらに布施（＝給与）支給額を記入する場合もある。

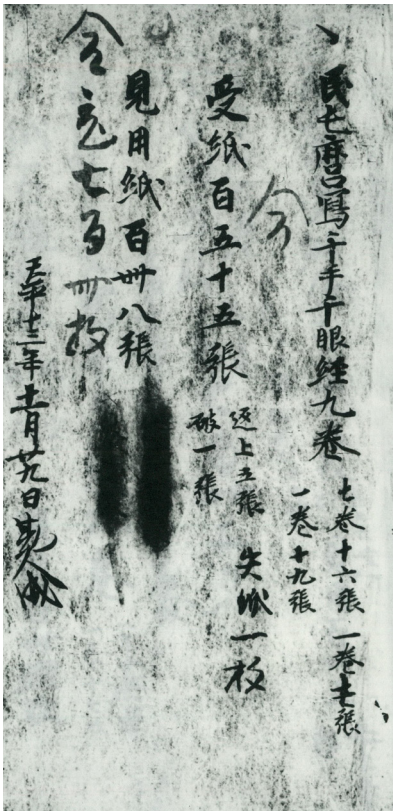
正倉院文書には〔史料1〕〔史料5〕以外にも民屯麻呂自筆の手実が多数存在する。紙幅の関係上、全部を掲載することはできないが、主な手実を年代順に紹介したい。

〔史料6〕天平十三年十一月二十九日付民屯麻呂手実〔註38〕〔大日古〕七ノ五八一、続々修七ノ二第八紙）〔図版8〕

民屯麻呂写千手千眼経^(a)九卷^(a) 一七卷十六張 一卷十七張
一七卷十九張

〔合〕

受紙^(b)百五十五張^(b) 返上五張^(b) 〔異筆〕
破一紙一枚^(b) 〔失紙一枚〕



図版8 天平十三年十一月二十九日付
民屯麻呂手実
（続々修七ノ二第八紙）

◎見用紙^(c)百四十八張

〔異筆〕

〔合充七百四十枚〕

天平十三年十一月二十九日「勘人成」

〔史料1〕と同じ年月日の手実（縦二八・一、横一三・〇cm）である。天平十三年六月～同十五年四月にかけて行われた約九〇〇〇字の千手経一卷〔註39〕を、一〇〇〇部書写する千手経一千卷写経事業〔註40〕のものである。同十三年七月十五日付願文をもつ京都国立博物館所蔵「千手千眼陀羅尼経残卷（玄昉願経）」がその唯一の遺例とされる。民屯麻呂は千手経を一卷一六紙のものが七卷、一七紙と一八紙のものが一卷ずつで、合計（a）九卷（c）一四八紙を書写している〔註41〕。〔史料6〕では同十三年十一月二十九日付で受紙（b）「百五十五張」とあるように、一五五枚の紙を支給されたことがわかる。これは次の帳簿によっても確認できる。

〔史料7〕「写経充紙帳」〔大日古〕七ノ五七一～五七二、続々修三五ノ一第一〇紙）〔図版9〕

鳥取万呂^(a) 九月二十日充十六又二枚^(a) 十月十三日十七枚又三枚 十七日十七枚 二十日十七枚 二十二日十七枚^(b) 十一月五日黄十七枚 七日白十七枚 二十一日白十七枚 二十三日十七枚 二十八日白十七枚 合六十八枚

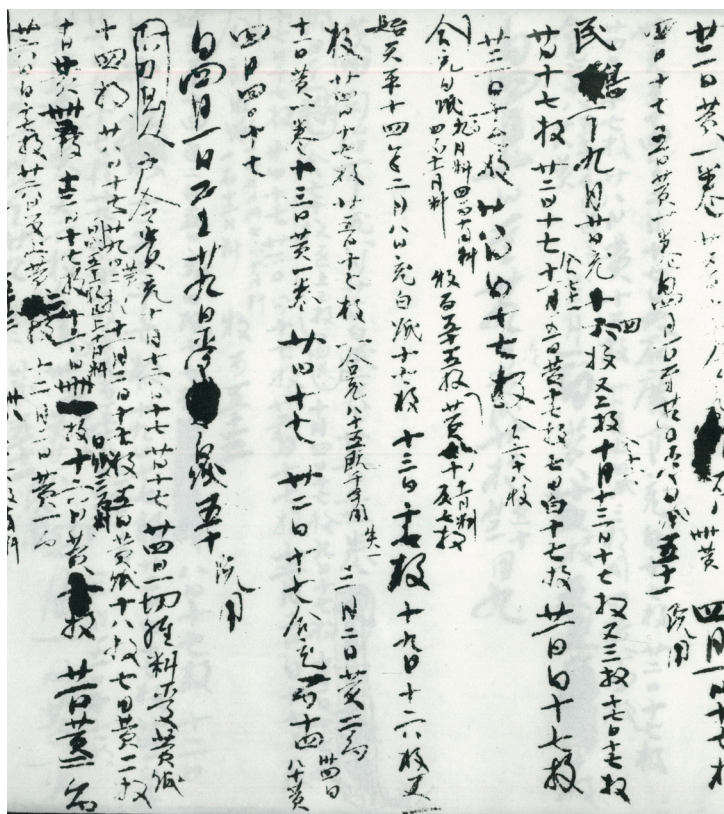
合充白紙^(c) 九月料^(c) 四卷十一月料^(c) 枚百五十五枚^(c) 黄十七^(c) 八^(c) 十一月料^(c) 反七枚^(c)

始天平十四年二月八日充白紙十七枚 十三日十七枚 十九日十六枚又一枚 二十四日十七枚 二十五日十七枚 一合充八十五既千手用 三月二日黄二卷 十一日黄一卷 十三日黄一卷 二十日十七 二十二日十七 合充卷十四^(a) 三十四白^(a) 四月四日十七 自四月一日至二十九日受黄白紙五十 既用

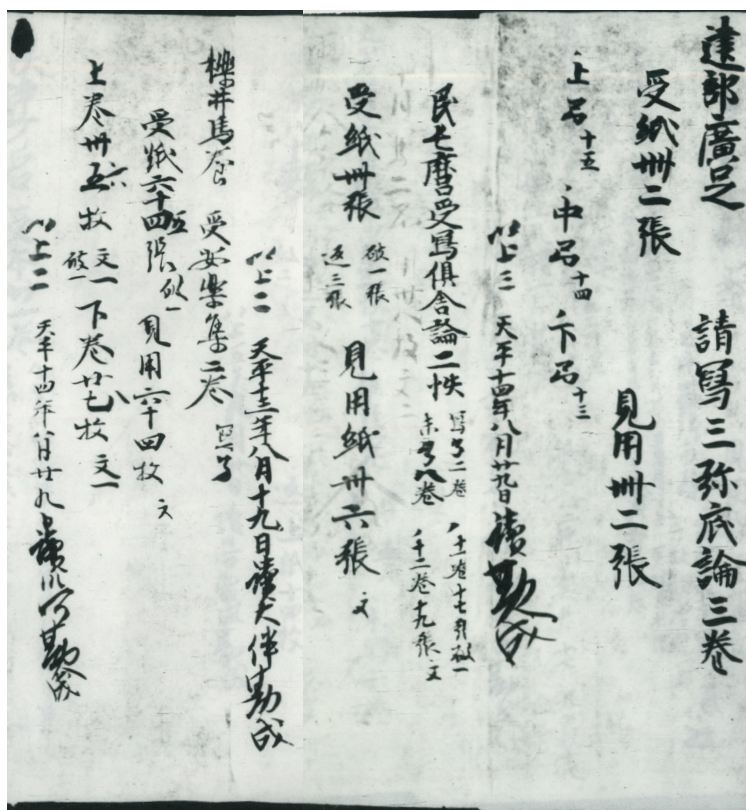
この帳簿は経師に支給した紙の数を記録したもので、『大日古』で「民鳥万呂」と翻刻される人物が、（a）九月二十日に一四枚に二枚追加して合計一六枚、十月十三日に追加分をふくめて二〇枚、十七日に一七枚、二十日に一七

枚、二十二日に一七枚、合計(b)七一枚を支給されていることがわかる。十一月五日には「黄十八枚」、七日には「白十七枚」が支給されるが、榮原永遠男氏が指摘するように、「黄」は五月一日経の紙で「白」が千手経の紙である(註42)。十一月の千手経の紙数を求めると、七日に白一七枚、二十一日に白一七枚、二十三日一七枚、二十八日白一七枚で合計が六八枚となる。九月からの千手経の紙の合計をあわせると九月分一六枚、十月分七一枚、十一月分六八枚で、合計(f)一五五枚となり、「史料6」の受紙(b)「百五十五張」と一致する。また九月が(c)「二巻」分、十月と十一月がそれぞれ(d)「四巻」分で、合計九巻とするが、これも「史料6」の「千手千眼経」(a)「九巻」と一致する。ここから「史料7」の「民鳥万呂」は民屯麻呂であることがわかる。

〔史料8〕天平十三(四カ)年八月十(ママ)九日付民屯麻呂手実(『大日古』八ノ八五、続々修一ノ二第二七紙)【図版10】



図版9 「写経充紙帳」
(続々修三五ノ一第一〇紙)



図版10 天平十三(四カ)年八月十(ママ)九日付民屯麻呂手実
(続々修一ノ二第二七紙)

民屯麻呂受写俱舍論二帙 写二卷 十一卷十七張 十二卷十九張 文敏一

※「間十月写二卷用三十八枚」 未了八卷 ※「合」

受紙四十張 破二張 返三張 見用紙三十六張 文 ※「卷四」

※「両月合七十四枚文三 龜七十一」 (四カ) (ママ)

※「充三百六十一文」以上二 (a) 天平十三年八月十九日「讀大伴 勘人成」

五月一日経の民屯麻呂手実(縦二八・三、横八・八cm)である。民屯麻呂は俱舍論の第十一巻と第十二巻をそれぞれ一七枚と一九枚、合計三六枚を書写している。(a)「天平十三年八月十九日」と記しているが、左右に貼り継がれた他の経師の手実は「天平十四年八月二十九日」である。民屯麻呂が「年」と「日」を間違えている。

次の史料は校生としての民屯麻呂の手実である。

〔史料9〕天平十五年五月二十五日付民屯麻呂手実（八ノ一九七、続々修一ノ三第三紙）【図版11】

民屯麻呂校奉一切経

合七十七卷 用紙一千五百五十五張

天平十五年五月二十五日

この手実は「宮一切経校生手実」、すなわち五月一日経の校生の手実が貼り継がれたものである。ここに民屯麻呂の手実（縦二九・六、横一三・一cm）があり、七七巻、用紙一五五五枚を校正したとある。

〔史料10〕天平十五年十一月二日付民屯麻呂手実（八ノ二三三、続々修一一ノ二第一〇紙）【図版12】

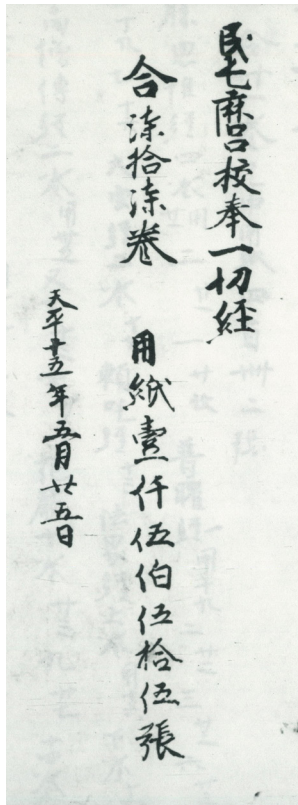
民屯麻呂写法華經一部 一巻二二二 三巻二二四 五巻二二三 七巻二二一

受紙百八十一張 廣四 見用紙百七十七張

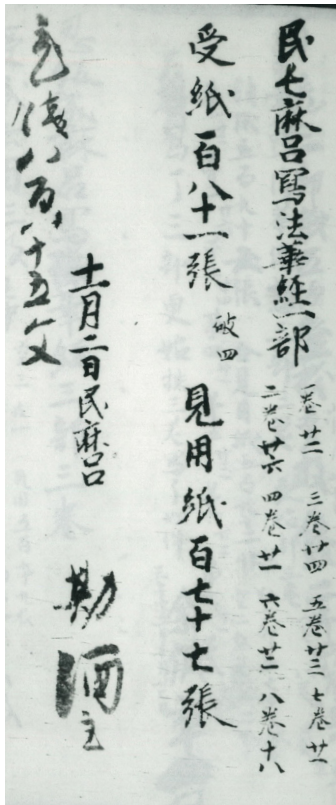
十一月二日 民麻呂

〔充錢八百八十五文〕

〔勘酒主〕



図版11 天平十五年五月二十五日付民屯麻呂手実（続々修一ノ三第三紙）



図版12 天平十五年十一月二日付民屯麻呂手実（続々修一一ノ二第一〇紙）

「五十部法華經并法華撰釈経師等手実」に貼り継がれた民屯麻呂手実（縦二九・一、横一九・六cm）である。この写経事業は玄昉の発願で、天平十五年七月二十三日から十一月末まで法華經五〇部四〇〇巻・法華撰釈一部四巻を書写した（註43）。法華經五〇部四〇〇巻とは法華經全八巻を五〇部、合計四〇〇巻を書写する事業であり、民屯麻呂はこのうちの一部八巻一七七枚を書写したことがわかる。この手実では日付の下の名前に「屯」が抜けており、

(a) 「民麻呂」となっている。

〔史料11〕天平十八年六月二十六日付民屯麻呂手実（『大日古』九ノ二三三、続々修二三ノ四第一〇紙）【図版13】

民屯麻呂写百論疏中巻 (a) 紙五十八張

撰大乘論釈一卷 (b) 紙三十二張

涅槃義記第二巻 (c) 紙七十二張

俱舍論疏第八巻 (d) 紙五十張 (e) 所写二十枚 未写三十枚

合二百十二張

〔合〕

〔十十八年六月二十六日民屯万呂〕

民屯麻呂の五月一日経の手実である。五月一日経書写における紙の支給状況を記した「常疏紙充帳」（註44）（『大日古』未収、続々修三五ノ五第一～第四八紙）には、この時の民屯麻呂への支給が詳細に記されている。

〔史料12〕常疏紙充帳（『大日古』未収、続々修三五ノ五第三四～三七紙）

民屯万呂

（略）

二月三日充白紙十二枚 四日四十 四月二十四充白紙二十張

合受紙七十二張 正用五十八 返上十枚 空二破一 已上 (a) 百論疏中巻料

四月二十七日充黄紙二十張 五月三日充黄紙十三枚 合受紙三十三張 正用三十二 破一 已上 (b) 撰大乘論疏第一巻料

五月二十二日充白紙二十張 二十七日充白紙二十張 六月三日充白紙二十張

十一日充白紙二十張

合受紙八十張 正用七十二 返上十枚 空二破一

涅槃經疏第二巻料

六月十七日充白紙二十張 二十七日充白紙二十張 同日充十張

合受紙五十張正用 如正用 已上^(f) 俱舍論疏第八卷料

十八年八月十六日充白紙三十張三 八月二十二日充白紙二十張

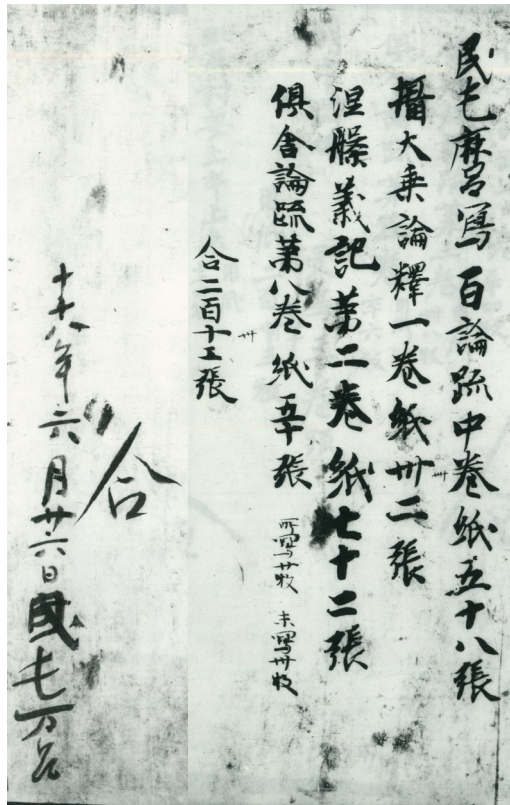
八月二十五日充白紙二十張

合受紙七十三張(x四) 正用 同上 已上^(b) 解深密經疏第一卷料

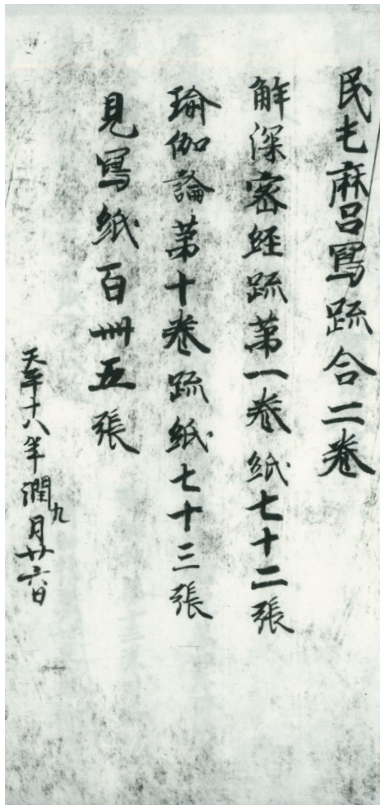
九月二十一日充白紙八十張 合受紙八十張正用 返八

(略)

已上^(f) 瑜伽論抄記第十卷料



図版13 天平十八年六月二十六日付民屯麻呂手実
(続々修二三ノ四第一〇紙)



図版14 天平十八年閏九月二十六日付
民屯麻呂手実
(続々修二三ノ四第二六紙)

十九年七月二十八日充黄紙二十張正用十六 破一返三 已上^(g) 名僧伝第二卷料 (略)

八月五日充二十張正用十八 返二 已上^(h) 名僧伝第十二卷料

十九年九月一日充白紙四十張 十八日三張 合受紙四十三張正用四十 返一

已上⁽ⁱ⁾ 法花經義疏第二卷料

十九年九月二十一日充紙四十張正用三十九 返一 已上^(j) 法花經吉藏師疏第一卷料

(略)

「百論疏中卷」への支給分としては、「史料12」の(A)百論疏中卷料の前に「二月三日充白紙十二枚 四月四十 四月二十四日充白紙二十張 合受紙七十二張(正用五十八/返十二)」とある。すなわち一二枚+四〇枚+二〇枚の合計七二枚が支給され、このうち実際に書写されたのは「正用」の五八枚であった、これは「史料11」の(a)「紙五十八張」と一致する。

また同様に「撰大乘論釈一卷」への支給分としては「史料12」(B)撰大乘論釈第一卷料の前の「四月二十七日充黄紙二十張、五月三日充黄紙十三枚 合受紙三十三張(正用三十二/破一)」が該当し、三三枚が支給され、そのうち書写されたのは三三枚である。これも「史料11」の(b)「紙三十二張」と一致する。「涅槃義記第二卷」も「史料12」(C)涅槃經疏第二卷料の前に「合受紙八十張(正用/七十二/返上十枚/空二破一)」とあって七二枚に書写されており、「史料11」の(c)「紙七十二張」と一致する。「俱舍論疏第八卷」も「史料12」(D)俱舍論疏第八卷料の前に「合受紙五十張(正用/如此)」とあり、五〇枚に書写されており、「史料11」の(d)「紙五十張」と一致する。

この手実の日付(e)「十八年六月二十六日民屯万呂」は民屯麻呂が日付を書き忘れていた。後から別人が書き加えているが、「十」を二度書き、「民」の字も書き間違えている。

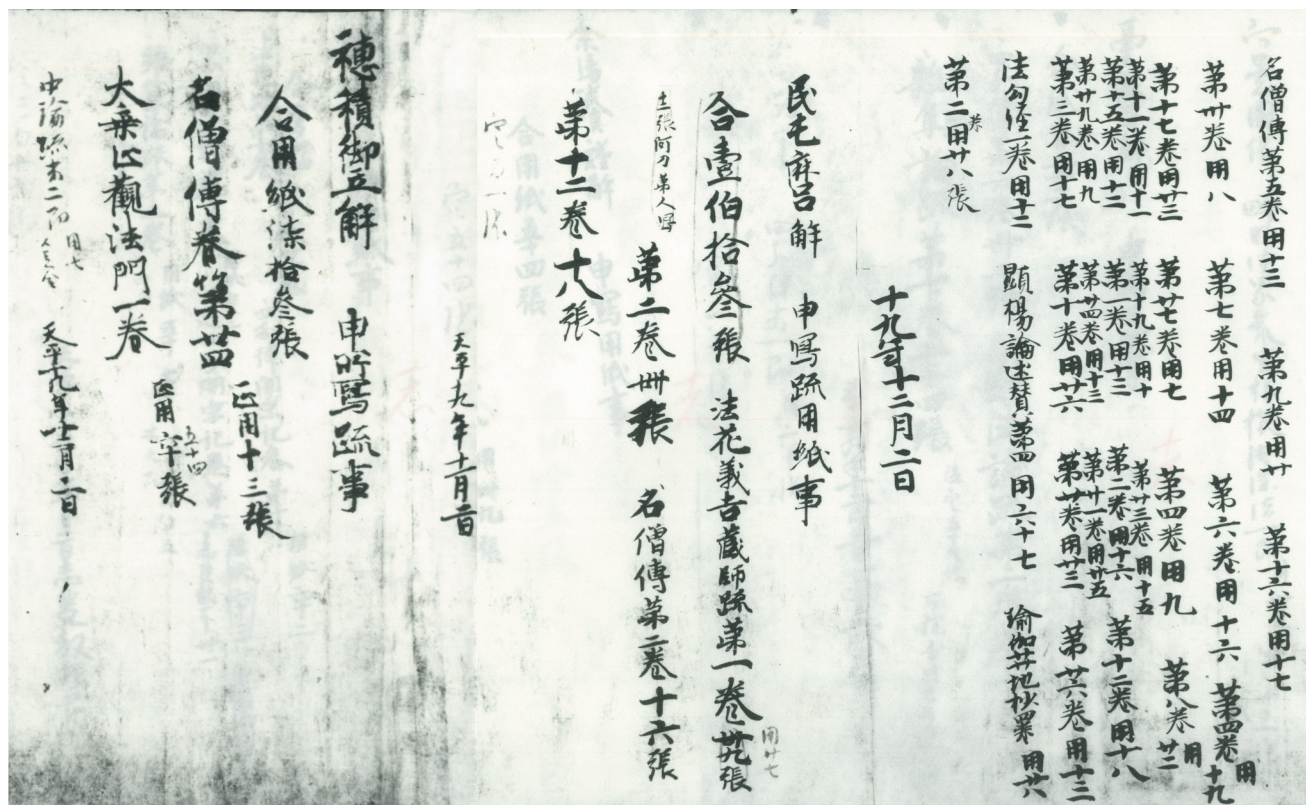
〔史料13〕天平十八年閏九月二十六日付民屯麻呂手実(「大日古」九ノ二六八、続々修二三ノ四第二六紙)【図版14】

民屯麻呂写疏合二卷

解深密經疏第一卷 紙七十二張^(a)

瑜伽論第十卷疏 紙七十三張^(b)

見写紙百四十五張



図版15 天保十九年十一月(十二カ)月二日付民屯麻呂手実
(続々修一九ノ一二第一～三紙)

天保十八年潤月二十六日^(c)

この民屯麻呂の手実も〔史料11〕と同様に〔史料12〕の「常疏紙充帳」と比較することができる。「解深密經疏第一卷」への紙の支給は〔史料12〕〔E〕解深密經疏第一巻料の前に「十八年八月十六日充白紙三十三張 八月二十二日充白紙二十張 八月二十五日充白紙二十張 合受紙七十三張〔正用／同上〕」とあり、正用は七三紙で〔史料13〕の(a)「紙七十二張」より一枚多い。一方「瑜伽論第十巻疏」は〔史料12〕〔F〕瑜伽論抄記第十巻料の前に「九月二十一日充白紙八十張 合受紙八十張〔正用七十二／返八〕」とあり、正用は七二枚で〔史料13〕の(b)「紙七十三張」より一枚少ない。

この手実では民屯麻呂は「天保十八年潤九月二十六日」と日付を入れているが、「潤〔註45〕のあとに「月」と書いた後で(c)「九」を右横に書き加えている。〔史料14〕天保十九年十一月(十二カ)月二日付民屯麻呂手実〔大日古〕九ノ五八八、続々修一九ノ一二第二紙〕【図版15】

民屯麻呂解 申写疏用紙事

合一百十三張 法花義吉藏師疏第一卷^(a) 三十九張^(*)

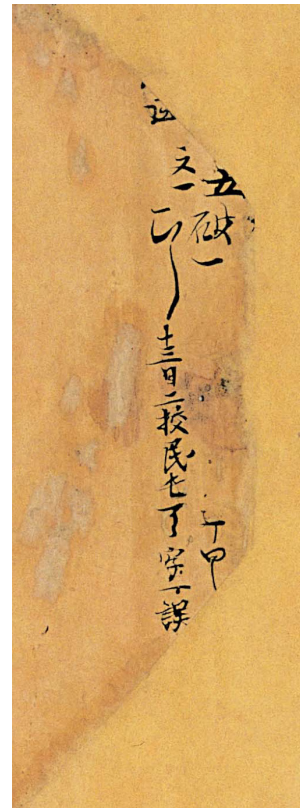
十二張阿刀弟人写^(*) 第二巻^(b) 四十張 名僧伝第二巻^(c) 十六張

第十二巻^(d) 十八張

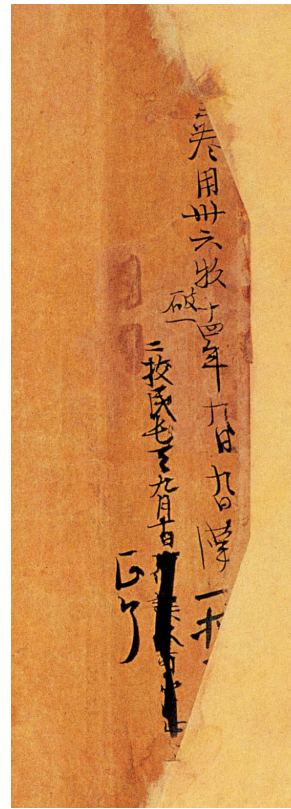
※「定百一張」

天保十九年^(十二カ)十一月一日

「常疏手実帳」に貼り継がれた五月一日経の民屯麻呂手実である。〔史料12〕の「常疏紙充帳」と比較すると、「法花義吉藏師疏 第一巻」は〔史料12〕の(J)法花經吉藏師疏第一巻料の前に「十九年九月二十一日充紙四十張〔正用三十九／返一〕」とあり、〔史料14〕の(a)「三十九張」と一致する。しかし(a)「三十九張」は抹消され、横に朱で「用二十七」とあり、また「十二張阿刀弟人写」と書かれた部分が抹消されている。つまり民屯麻呂は阿刀弟人書写分の一二張を含めて「三十九張」と記したが、自身が書写した枚数である「二十七」に訂正されている。「法花義吉藏師疏第二巻」は〔史料12〕には(I)「法花經義疏第二巻料」とあり、經典名に「吉藏師」がみえないが、「合受紙四十三張〔正用四十／返二破一〕」とあり、〔史料14〕の(b)「四十張」と一致する。「名



図版16 「法句譬喻經 卷第一」
(聖語藏No.458)の卷末
紙背墨書



図版17 「舍利弗阿毘曇 卷第三」
(聖語藏No.873)の
卷末紙背墨書



図版18 「衆事分阿毘曇 卷第九」
(聖語藏No.759)の
卷末紙背墨書

書き入れている。「史料10」では自身の名前の「屯」の字を落としている。
以上の手実は、民屯麻呂が自ら記したものであり、彼の自筆である。次に
卷末紙背墨書に見られる民屯麻呂の筆跡をみていきたい。

4 卷末紙背墨書にみえる民屯麻呂の筆跡

現状の古写経には卷末紙背墨書が見られるものがある。これは経師や校生
が工程を終えた際に、案主や次の担当者に進捗状況がわかるように書き込ま
れたものである。卷首から卷末に向かって巻いた時に一番外側に来るのが、
本紙最終紙の背面であったため、ここに書かれた。この部分は通常は軸付け
の時に切り離されることが多かったが、余白が足りない時は卷末紙の天地を
斜めにカットして軸をつけた。この場合は書込みが卷末紙背墨書として残る
ことがあった(註46)。

そして五月一日経の「法句譬喻經 卷第一」「舍利弗阿毘曇 卷第三」「衆事
分阿毘曇 卷第九」の卷末紙背の墨書には「民屯万呂」の名前がみえる。

〔史料15〕「法句譬喻經 卷第一」(No.458)の卷末紙背墨書【図版16】

〔a〕
□五破一

十四

□ 文一 正了十三日二校民屯万呂字一誤

このように卷末紙背に「十三日二校民屯万呂字一誤」とあり、民屯麻呂が「法
句譬喻經 卷第一」の二回目の校正を担当し、誤字を一字見つけたとある。
この「法句譬喻經 卷第一」は、天平十四年八月二十九日付阿刀息人手実によ
って、阿刀息人が書写したことがわかる(『大日古』八ノ七八、続々修一ノ
二第一二紙)。この手実には「法句譬喻經第一卷 二十五／破一文」とある
ので、(a)「□五破一」は「二十五破一」と書かれていたと思われる。また聖
語藏経巻においても全二五紙であり、最終紙は願文のみとなっている。

八月二十九日に書写が終わっていることを意味するので、(b)「十三日」は
「九月十三日」とも考えられるが、次の「史料16」は手実の日付よりも前に二
校を終えている。したがって「八月十三日」と考える。

〔史料16〕「舍利弗阿毘曇 卷第三」(No.873)の卷末紙背墨書【図版17】

僧伝第二卷」は〔史料12〕(G)名僧伝第二巻料「十九年七月二十八日充黄紙二十
張(正用十六／破一返三)」とあり、〔史料14〕の(c)「十六張」と一致する。「名
僧伝 第十二巻」は〔史料12〕(H)名僧伝第十二巻料の前に「八月五日充二十張
(正用十八／返三)」とあり、〔史料14〕の(d)「十八張」と一致する。

〔史料14〕では民屯麻呂は日付を(c)「十一月二日」としているが、左右の手
実は「十二月二日」である。民屯麻呂が「月」を間違えたものと思われる。

このように〔史料8〕では「年」と「日」を、〔史料14〕は「月」を間違えて
おり、〔史料11〕では日付を書き忘れ、〔史料13〕は「月」を入れ忘れて後から

卷用三十六枚^(a) 破一 十四年九月九日漢一校^(b)

二校民屯万呂九月十日正了

「舍利弗阿毘曇 卷第三」は天平十四年九月三十日付漢淨万呂手実によつて漢淨麻呂が書写したことがわかる(『大日古』八ノ八七ノ八八、続々修一ノ二三四・三五紙)。この手実では「舍利弗阿毘曇」第三 用三十六破二とあるので、「史料16」の(a)「卷用三十六破一」と一致する。聖語藏經卷においても全三十六紙である。

手実は「九月三十日」となっているが、卷末紙背に(b)「十四年九月九日漢」とあるので、実際には「九月九日」に書写が終了し、「九月十日」以前に民屯麻呂が二回目の校正を終えていることがわかる。

〔史料17〕〔衆事分阿毘曇 卷第九〕(No. 759)の卷末紙背墨書【図版18】

^(a) 十月一日一校□

二校民屯麻呂未正了

〔衆事分阿毘曇 卷第九〕は天平十四年十月二十九日付韓国人成の手実によつて、韓国人成が書写したことがわかる(八ノ九四、続々修一ノ二四八紙)。この手実では「衆事分阿毘曇」九卷二十二とあり、聖語藏經卷においても全二二紙である。(a)「十月一日一校□」とあり、一回目の校正が十月一日に終了しているため、民屯麻呂はこれ以降に二回目の校正を終えたと思われる。先述したように経卷に直接書き込まれた卷末紙背墨書は、民屯麻呂本人が作業が終わったことを書き込んだものであり、彼の自筆である。次節では、正倉院文書の手実と現存五月一日経の卷末紙背の墨書の筆跡も確認したい。

5 民屯麻呂の筆跡の検討

改めて手実や卷末紙背墨書といった、写経ではない事務的な記録、メモを含め、民屯麻呂の筆跡を年代順に並べてみると左記のようになる。

〔史料1〕天平十三年十一月二十九日付民屯麻呂手実(『大日本古文書』七ノ五八八ノ五八九、塵芥二〇第四紙)【図版4】

〔史料6〕天平十三年十一月二十九日付民屯麻呂手実(『大日古』七ノ五八一、

続々修七ノ二第八紙)【図版8】

〔史料5〕天平十四年三月二十七日付民屯麻呂手実(『大日本古文書』二ノ三〇九)【口絵3】

〔史料15〕〔法句譬喻經 卷第一〕(No. 458)の卷末紙背墨書【図版16】天平十四年八月十三日

〔史料8〕天平十三(四カ)年八月十(ママ)九日付民屯麻呂手実(『大日古』八ノ八五、続々修一ノ二第二七紙)【図版10】

〔史料16〕〔舍利弗阿毘曇 卷第三〕(No. 873)の卷末紙背墨書【図版17】天平十四年九月十日以前

〔史料17〕〔衆事分阿毘曇 卷第九〕(No. 759)の卷末紙背墨書【図版18】天平十四年十月一日以降

〔史料9〕天平十五年五月二十五日付民屯麻呂手実(八ノ一九七、続々修一ノ三第三紙)【図版11】

〔史料10〕天平十五年十一月二日付民屯麻呂手実(八ノ二三三、続々修一ノ二第一〇紙)【図版12】

〔史料11〕天平十八年六月二十六日付民屯麻呂手実(『大日古』九ノ二三二、続々修二三ノ四第一〇紙)【図版13】

〔史料13〕天平十八年閏九月二十六日付民屯麻呂手実(『大日古』九ノ二六八、続々修二三ノ四第二六紙)【図版14】

〔史料14〕天平十九年十一月(十二カ)月二日付民屯麻呂手実(『大日古』九ノ五八八、続々修一九ノ一二第二紙)【図版15】

「仏説中心經」と「度諸仏境界智光嚴經」の筆跡の特徴として記した、文字の中心が外れ、蛇行する傾向は、手実、卷末紙背墨書のようなメモにおいても同様の傾向が認められる。写経と紙背墨書との大きな違いは楷書か行書かというところだが、「二校民屯麻呂」とあるあたりは、文字が蛇行していることがみてとれる。手実が書法としては楷書に分類されるだろうが、写経の筆跡と異なり、入筆、終筆、あるいは、「とめ」「はね」「払い」において筆先まで神経が行き届いていない書き方であるが、同様に中心がはずれ蛇行する。〔史料5〕天平十四年三月二十七日付民屯麻呂手実(『大日古』二ノ三〇九)【口絵3】

などに顕著にみられる。またこの手実の「麻呂」は「磨」と記したのか判別がつきにくいほどバランスが悪く、「大」の右払いは、右下に流れているなど、写経の筆跡の癖と同じ傾向がみられる。同様の傾向は天平十五年、十八年、十九年の手実においても認められる。

手実などの事務的な覚書にみる字形の乱れともみなせる悪癖が、経師ならば誰もが謹直に、しかも底本に忠実に書写しなければならない写経においても露出してしまふ民長麻呂は、筆跡を見る限り、必ずしも優れた経師であったとは言い難い。逆にそれゆえに、現存する手実や写経から筆跡を比較的内容に判別、同定ができるのかもしれない。

おわりに

本稿では〔史料1〕から「仏説中心経」の筆者が民屯麻呂であり、さらに〔史料5〕で「度諸仏境界智光厳経」も書写していることから、両経巻の筆跡を比較し、同筆であることを確認した。〔史料1〕〔史料5〕〔史料6〕〔史料8〕〔史料11〕〔史料13〕〔史料14〕の正倉院文書の民屯麻呂の手実、そして〔史料15〕〔史料17〕の五月一日経の巻末紙背墨書もすべて民屯麻呂の筆跡であることを確認した。民屯麻呂は経師として五月一日経を書写し、校生として五月一日経の巻末紙背に校正メモを書き入れ、そして写経所に作業報告書を提出した。これらの手実や五月一日経が今日まで伝来し、その筆跡を伝えたのである。

さて静嘉堂所蔵「仏説中心経」の話に戻りたい。この経巻には願文は記されるものの、日付がなかった。〔史料1〕の日付が天平十三年十一月二十九日なので、本来ならば民屯麻呂が本文・尾題に続けて願文、そしてその日付も書写すべきであった。つまり日付がないのは民屯麻呂の過失である。そして先述したように、民屯麻呂の手実においては〔史料11〕の日付の書き忘れ、〔史料8〕の「年」と「日」、〔史料14〕の「月」の間違い、〔史料10〕の自身の名前の脱字などが見られた。

一方、五月一日経の校正作業で見出した誤字・脱字・余字等を記録した帳簿である「写一切経疏校正勘出帳」〔註47〕をみると、民屯麻呂が書写した「起

信論 上巻」は天平十六年十月七日付で「墮字七字別充銭七文 枚替一充銭二十文 誤字四充銭一文」が指摘されている（『大日古』八ノ四九九、続々修二六ノ四第六紙）。脱字七字・誤字四字が見つかり、さらに二〇文のペナルティに相当する「枚替」は、一紙丸ごと写し替えることを意味し、大きな過失があったと思われる。また「順正理論疏第一帙第六卷」においては「屯万呂写内墮字七十三文字別一文」と見え、脱字が七三字あった（『大日古』八ノ五〇〇、続々修二六ノ四第七紙）。「順正理論述文記第六卷」では「三一枚写民墮字七十二誤字二十四充銭七十六文」とあり、民屯麻呂が書写した三一枚のなかに、脱字が七二字、誤字が二四字見つかった（『大日古』八ノ五一〇、続々修二六ノ四第二九紙）。

民屯麻呂は誤字・脱字などが比較的多い経師であった。細かいことにとらわれないおおらかな人物であったと思われる。このような彼の性格を考慮すれば、静嘉堂所蔵「仏説中心経」において日付を書き忘れたとしても不思議ではないのではなからうか。

（市川理恵…東京大学史料編纂所学術専門職員）
（吉田恵理…静嘉堂文庫美術館 学芸員）

本稿は正倉院文書研究会第四二回定期研究会（二〇二四年十一月二日）の口頭報告を改稿したものである。また本研究は二〇二四年度三菱財団人文科学研究助成金「現存古写経の書写と伝来―静嘉堂古写経群を中心に―、および二〇二二年度東京大学史料編纂所一般共同研究「静嘉堂所蔵古写経群の研究資源化」の研究成果の一部である。

〔註1〕 願文の翻刻・訓読・現代語訳・注解については、上代文献を読む会編『上代写経識語注釈』（勉誠出版、二〇一六年）。

〔註2〕 市川理恵「静嘉堂所蔵「仏説中心経」と五月一日経願文」（『東京大学史料編纂所附属画像史料解析センター通信』九九、二〇二三年）。

〔註3〕 以下、「No.」は聖語蔵経巻の通巻番号をあらわす。

〔註4〕 天平十四年八月二十八日付淡海金弓手実（『大日本古文书』（以下、『大日古』と記す）八ノ八一、続々修一ノ二第一九紙）によれば経師は淡海金弓である。「大樹緊那羅王所問経」の「第一卷」は「用十九」文」とあり、聖語蔵経巻も全一九紙で最終紙（第一九紙）は「文」すなわち願文のみとなっている。

〔註5〕 田中光顕「古経題跋随見録」（一九一九年）の「巻第二」において「仏本行経 巻第七」

の願文が「天平十四年」であることが記載されており、また「巻第二」において「出曜経 巻第十」の願文を写しとった日付も「天平十四年五月一日記」となっている（早稲田大学図書館「古典籍総合データベース」）。皆川完一氏は前者が天平十四年十月・十一月に古神徳が写したため、後者も同十四年七月二十四日に底本が充本され（『大日古』八ノ一二）、十四年から十五年にかけて写されたため（『大日古』八ノ七九〜一〇二）、誤って「天平十四年」としたのであると推測している（『光明皇后願経五月一日経の書写について』『正倉院文書と古代中世史料の研究』吉川弘文館、二〇二二年、初出、一九六二年）。前者は個人蔵、後者は所蔵者不明であるため画像の確認はできなかった。「過去現在因果経」においても天平十四年二月三十日付阿刀息人手実、息人が巻第四と巻第五を書写し、巻第三は「丸部石敷写料給了」とある（『大日古』八ノ二一三、続々修一ノ一裏第六紙）。つまり巻第三は丸部石敷によって天平十四年二月三十日以前に書写したのであり、天平十三年中に書写された可能性は残る。

（註6）天平十二年三月三十日付若養徳部太麻呂手実（『大日古』七ノ四五一〜四五二、続々修一九ノ三第六四紙）によれば経師は若養徳部太麻呂である。「順正理論 第八帙」の「二巻」、すなわち第七二巻は「十八張」とあり、聖語蔵経巻で確認すると第一八紙に尾題と願文とが書かれている。後述するように、この経巻は本文と首題・尾題は若養徳部太麻呂が書写したが、願文は天平十二年五月九日から七月二十七日までにまとめて書写されており、筆者を特定することはできない。

（註7）五月一日経については皆川完一氏、前掲註5論文、山下有美a「勅旨写一切経所について―皇后宮職系統写経機構の性格―」（『正倉院文書と写経所の研究』吉川弘文館、一九九九年、初出、一九九六年）、同b「五月一日経「創出」の史的意義」（『正倉院文書研究』六、一九九九年）、同c「五月一日経における別生・疑偽・録外経の書写について」（『市大日本史』三、二〇〇〇年）など。

（註8）五月一日経勘経については、宮崎健司「光明子発願五月一日経の勘経」（『日本古代の写経と社会』塙書房、二〇〇六年、初出、一九九二年）、大平聡「五月一日経の勘経と内裏・法華寺」（宮城学院女子大学『キリスト教文化研究所研究年報』二六、一九九三年）、山下有美「嶋院における勘経と写経―国家的写経機構の再把握―」（『正倉院文書研究』七、二〇〇一年）など。

（註9）皆川完一氏、前掲註5論文。

（註10）山下有美氏、前掲註7a論文。

（註11）正倉院文書の史料名は東京大学史料編纂所編『正倉院文書目録』（東京大学出版会、一九八七年）および東京大学史料編纂所ホームページの「データベース検索」内「正倉院文書マルチ支援サービス」に拠る。

（註12）「民屯麻呂」の「屯」は「大日古」では、「長」と翻刻している箇所がある（二ノ二七など）。しかし筆の運びや正倉院文書の「綿△屯」の「屯」と字形が似ていることから、本稿では「屯」で統一する。また後述するように「民鳥万呂」（七ノ五七二）も民屯麻呂と同一人物と考える。「麻呂」は「万呂」と書かれることも多いが、本

稿では「麻呂」に統一し、静嘉堂所蔵「仏説中心経」の筆者は「民屯麻呂」とする。写経所が玄昉のところから借用したリストである「請本経帳」（『大日古』七ノ五四〜八〇、三ノ一四七〜一四九、七ノ八〇〜九〇）や天平十五年三月十一日付「写一切経所請経帳」（『大日古』八ノ一六五〜一六六）、および大安寺や禅院寺からの借用した経典を記す天平十年十一月九日付「本経返送状」（『大日古』七ノ一九二〜一九四）、「本経充帳」（『大日古』八ノ二一〜二一五）に「中心経」が見えないので、底本は不明である（山本幸男「玄昉将来経典と五月一日経の書写」『奈良朝仏教史攷』法蔵館、二〇一五年）。

（註14）「破」は紙が破れたもの、もしくは紙漉の状態が悪く書写に堪えられないもの。静嘉堂所蔵古写経群の研究資源化プロジェクト編『静嘉堂所蔵古写経群の調査と研究』（東京大学史料編纂所・公益財団法人静嘉堂、二〇二四年）。静嘉堂文庫美術館ホームページにおいて公開。

（註16）接続は「大日古」一〇ノ三三六〜三四〇9（続々修二四ノ六第一〜五紙）+「大日古」一〇ノ三六五〜三六七（続修後集二八裏第二紙）+「大日古」一〇ノ三六七〜三六八（続修四九裏第三紙）+「大日古」一〇ノ三四〇10〜三四五7（続々修二四ノ六第六〜一紙）+「大日古」二四ノ五一八〜五一九3（続修三二裏第二紙）+「大日古」一〇ノ三四五8〜三四八1（続々修二四ノ六第二〜一六紙）+「大日古」一〇ノ三四八2〜三四九9（続々修二四ノ六第二〜一六紙）+「大日古」一〇ノ三五九5〜三三八5（続々修二四ノ六第二〇〜二紙）+「大日古」一〇ノ三六一6〜三六二10（続々修二四ノ六第三紙）+「大日古」一〇ノ三六三1〜三六五5（続々修二四ノ六第三〜二四紙）+「大日古」二四ノ五一九4〜五二〇（続修三二裏第一紙）+「大日古」一〇ノ三五四10〜三五八4（続々修二四ノ六第七〜一八紙）+「大日古」一〇ノ三五八5〜三五九4（続々修二四ノ六第九紙）+「大日古」一〇ノ三六八〜三七〇（続修二八第五紙）+「大日古」一〇ノ六四〇〜六四三（続修二八裏第五紙）+「大日古」一〇ノ三七四（続々修二四ノ六裏第一九紙）+「大日古」一〇ノ三七四3〜4（続修二八裏第一紙）。上日帳の復原については榮原永遠男「上日帳について」（『上横手雅敬監修「古代・中世の政治と文化」』思文閣出版、一九九四年）、大卿啓「正倉院文書に見える「供奉礼仏」（『奈良時代の官人社会と仏教』法蔵館、二〇一四年）。

（註17）「川内」は「河内」とも書かれ、「麻呂」と「磨」、「万萬」と「末」と「麻」、「侶」と「呂」は併用される。

（註18）『日本思想大系3 律令』軍坊令47内六位条、岩波書店、一九七六年。以下、養老令は本書に拠る。

（註19）『日本暦日総覧 具注暦篇 古代中期1』（本の友社、一九九三年）。

（註20）以下、「/」は改行をあらわす。

（註21）この帳簿は「史生二人」「式部省」「書生」「散位」「兵部省」「大膳職」「図書寮」「未判書生」「自政所来舍人」に区分されるものの、民屯麻呂は「史生二人」と書かれた後の、二〇人目に記されているため、彼は史生ではなかったと考える。

(註22) 大帥啓氏、前掲註16論文。

(註23) 接続は「大日古」三ノ四二六・四五八(統修別集四〇第一)二〇紙+統修二八裏第九一〇紙。

(註24) 民屯麻呂と同じように春宮坊舍人から左右大舍人に転身し、無位から少初位上に昇った人物としては、丈部子虫・難万君・錦部大名などがいる。

(註25) 養老令において初位以上の長上官が考課の対象となるためには、前年八月一日以降、今年の七月三十日以前の勤務日数が二百四十日以上なければならなかった(考課令59内外初位条)。考課の対象となった場合、上上・下下までの九段階の勤務評定をうけ、六年間すべて中中であつた場合は、成選の年に位階を一つ上げることができた(考課令1内外官条、同令50一最以上条、選叙令9遷代条)。一方、大舍人は一四〇日の勤務日数が必要で、考課の対象となつた場合、養老令では上・下までの三段階の勤務評定をうけ、八年間すべて中中であつた場合は、成選の年に位階を一つ上げることができた(考課令51番条、同令59内外初位条、選叙令14叙舍人史生条)。ただしこの時は慶雲三年(七〇六)二月十六日格により、選限は二年短縮されていた。「史料4」において民屯麻呂の八月から七月までの一年間の上日数が六六日であるが、これは東大寺写経所に出仕した日数であり、他所に勤務していた日数は計上されていない。

(註26) 正倉院文書には左記の天平二十年八月二十四日付男女所解(「大日古」三ノ一二二、統修二二第二紙)が残っている。

男女所解 申請舍人上日事

舍人錦部大名 上日一十九 夕十七

右人所請、自今月六日迄二十四日、上日顕注、申送如前、以解、

ここで錦部大名の男女所での勤務日数が写経所に報告されている。天平二十年八月六日から二十四日まで、日一、夕一七であることがわかる。大帥啓氏は天平二十年上日帳において錦部大名の八月の勤務日数が「日二十/夕十八」となっていることから(「大日古」一〇ノ三六七、統修四九裏第三紙)、男女所解で報告された日数を含めたものとする(前掲註16論文)。

(註27) 佐伯有清『新撰姓氏録の研究』本文篇二八九頁、吉川弘文館、一九六二年。

(註28) 佐伯有清『新撰姓氏録の研究』考証篇第五六四頁、吉川弘文館、一九八三年。尚、和泉国はもとは河内国に含まれており、霊龜二年(七一六)四月十六日に河内国大鳥郡・和泉郡・日根郡を割いて和泉監が設置された。その後、天平十二年(七四〇)に河内国に併合されたが、天平宝字元年(七五七)五月八日に再び和泉国が設置された。

(註29) 蘭田香融氏が指摘するように「新撰姓氏録」は諸氏の出身地ではなく、現在の貴附地を記したものである(「萬葉貴族の生活圏―萬葉集の歴史的背景―」『萬葉』八、一九五三年)。つまり「左京諸蕃」とあるように河内民首氏の本籍は左京にあり、かつての本拠地が和泉国大鳥郡にあった。

(註30) 河内民首安古麻呂は、天平十五年七月十三日付「中宮職移」(「大日古」八ノ二二〇)にもみえる。「大日古」では「河内」首安土麻呂」と翻刻されているが、画像(統修二六ノ五裏第一紙)では「河内民首安古麻呂」と読める。またここでは天平十五年七月の彼の位階を「従七位上」と翻刻しているが、「七」と読むことは難しい。

さらに「従七位上行少進」と翻刻され、「行」とあるので、安古麻呂の位階は中宮少進の相当位である従六位下よりも高くなければならない。以上のことから天平十五年七月における民首安古麻呂の位階は、天平十七年四月と同じく従六位上であつたと考える。

(註31) 翻刻は国立歴史民俗博物館編『正倉院文書拾遺』(便利堂、一九九二年)に拠る。

(註32) 「一切経経生等手実」の「統々修一ノ一(5)」「大日古」八ノ五七―一二四」と「統々修一ノ一(2)」「大日古」八ノ一二五―一五二」の間にあつたものと思われる(「正倉院文書目録」六、続々修二、東京大学出版会、二〇一〇年)。

(註33) ただし現状の「度諸仏境界智光厳経」の第二〇紙は願文のみであるため「度諸仏境界智光厳経」巻二十張文」と記すべきである。「二十張のなかに願文一枚を含む」という意味であるため、「文」を書き忘れても布施(「給料」への影響はない。後述するように現存古写経の最終紙が願文のみであつても、手実に「文」と記されていないものも多い)。

(註34) 天平十三年閏三月二十九日付漢浄麻呂手実(「大日古」七ノ五〇六・五〇七)に「願宗論第二帙 第六卷 用十七」とあり、「第十六卷」は漢浄麻呂によって一七枚書写されたことがわかる。聖語蔵経巻も一七紙に書写されているが、第一七紙は願文のみであるにもかかわらず、手実に「文」と記されていない。

前掲註4参照。

(註35) 天平十四年三月十九日付葛野安麻呂手実(「大日古」八ノ九一・九二)に「如来興顕経巻第一」巻第一用一七文」とあり、葛野安万呂によって書写されており、第一七紙は願文のみとする。聖語蔵経巻も第一七紙は願文のみである。

(註36) 天平十三年四月三十日付山部花(万呂)手実(「大日古」二ノ二九一・二九二)には「根本羯磨 第六卷 十五」とあり、山部花万呂が一五紙で書写したことがわかる。聖語蔵経巻では第十五紙は願文のみである。

(註37) 「大日古」では「長麻呂」と翻刻されているが、「屯麻呂」に訂正した。

(註38) 底本は唐・伽梵達摩訳「千手千眼観世音菩薩广大圓滿無礙大悲心陀羅尼經」(吉田靖男「密教信仰と現世利益」『日本古代の菩薩と民衆』吉川弘文館、一九八八年、初出、一九七五年)。

(註39) 榮原永遠男「千手経一千巻の写経事業」『奈良時代写経史研究』塙書房、二〇〇三年、初出、一九八四・八五年。

(註40) 同じ仏教経典を書写しているにもかかわらず、一巻一六張のものあれば一九張のものもある。これについては天平十五年十月八日付「写経所解」(「大日古」二ノ三四一・三四三、正集九裏第一五・一六紙)に「合奉写千手経一千巻/総送上紙一千

八十三卷（九百三十二卷別十七枚綴 百五卷別十六／四十六卷別十五）」とあり、裝潢が千手経用に貼り継いだ一巻の紙数が一七枚のものが九三二巻、一六枚のものが一〇五巻、一五枚のものが四六巻であったことがわかる。

（註42） 栄原永遠男氏、前掲註40論文。

（註43） 鷺森浩幸「玄昉発願法華経・法華撰釈の書写について」『続日本紀研究』二五五、一九八八年。

（註44） 翻刻は酒寄雅志・高田淳「翻刻『大日本古文書』未収「常疏紙充帳」」『栃木史学』五、一九九一年に拠る。

（註45） 正倉院文書において「閏」を「潤」と記す例は時々見られる。

（註46） 山下有美「校経における勘出・正書の実態と布施法」『正倉院文書研究』一三、二〇一三年）、佐々田悠「手実と端継―正倉院文書の成り立ち―」『正倉院紀要』三九、二〇一七年）。

（註47） 『大日古』八ノ四九七〜五〇九（統々修二六ノ四第一〜二七紙）+二四ノ三九五（統修一八裏第一紙）+二四ノ三三七（統修別集四七裏第三紙）+八ノ五〇九〜五一（統々修二六ノ四第二八〜三二紙）。山下有美氏、前掲註46論文。

【図版出典】図版1〜3・5〜7・16〜18 カラーデジタル版「聖語藏経巻DVD」〔宮内庁正倉院事務所編、丸善雄松堂〕

図版4 宮内庁正倉院事務所編『正倉院古文書影印集成15 塵芥文書』（八木書店、二〇〇四年）より転載。

図版8〜15 正倉院文書（正倉院ホームページ）より転載。